

(事例27) 30歳男性、鉄道運転手、心房細動のため連続勤務禁止

類型	症候	疾患
1、4	1. 高度肥満、高血圧、6. 不整脈	4. 心房細動、高血圧、5. 睡眠時無呼吸症候群

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 30歳 男性、肥満・高血圧・睡眠時無呼吸症候群</p> <p>2) 業種、作業内容 鉄道運転手</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 高度肥満・高血圧、心房細動</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 当初は常甲番。2週間勤務して問題なければ、甲乙番へ。連続勤務は禁止する。</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>入社後、急激に成長し、高度肥満となった。睡眠時無呼吸症のテストで高度と診断され、休業してダイエット。また、睡眠時無呼吸症の治療を開始した。その後も、リバウンドし、さらに成長していた。</p> <p>健康診断時に、心房細動出現。受診するように促したところ、「このまま死んでしまうのかもしれない」と言う考えに取りつかれ」出社できなくなった。</p> <p>主治医から治療を受けたが、心房細動は治まらず。1年以上が経過し、職場が連絡を取ったところ、復帰したいということであった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>①業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>④職場や企業への注意を促すため(例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p> <p>「産業医からお前は首だと言ってください」と言われ、それは人事・総務の仕事ですよ、と伝えるため。</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、障害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>休業そのものが、主治医の診断書(しかも、無期限)によって開始されており、その後も、産業医にはまったく連絡がなかったのに、復帰するときになっていきなり面談を依頼され、しかも、首にしてくださいという理解しがたい依頼であった。</p> <p>高度肥満も心房細動も高血圧も治療はされているが、まったく解消されていないので、判断に苦慮した。</p>		